

## 規制の事前評価書要旨

【別紙4-3】

法律又は政令の名称	勤労者財産形成促進法施行令の一部を改正する政令案(仮称)
規制の名称	勤労者財産形成基金に係る書面掲示規制
規制の区分	改正・緩和
担当部局	厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課
評価実施時期	令和5年5月～6月
規制の目的、内容及び必要性	現行の勤労者財産形成促進法施行令において、勤労者財産形成基金は設立の認可を受けた場合等には、その名称等を基金の事務所及び設立事業場の事務所の掲示板に掲示して公告しなければならないこととされており、国民等は必要な情報を確認するためには事務所に赴く必要がある。この点国民の利便性等の向上を図る観点からは、インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも必要な情報を確認できるようにすることが望ましいことから、インターネットを利用した公告を可能とする措置を講ずることとする。
直接的な費用の把握	勤労者財産形成基金は、事務所の掲示板における掲示かインターネット上での掲載かを選択することが可能であるため、インターネット上で掲載する対応を行う勤労者財産形成基金は、既にインターネットを利用してサービスを行っていることが想定され、インターネット上での公表に対応するために発生する追加の費用(遵守費用)は少額にとどまるものと想定される。また、勤労者財産形成基金に規制の内容を周知・広報を行うにあたっては、勤労者財産形成基金に対してメール等でお伝えすることや、省のHPへの掲載等により可能なため、特段の行政費用は発生しない。
直接的な効果(便益)の把握	※簡素化した評価手法を適用している場合は記載不要
副次的な影響及び波及的な影響の把握	勤労者財産形成基金がインターネット上の掲載を選択した場合、インターネット上の掲載を閲覧できない国民が、今まで掲示板における掲示で閲覧していた情報を確認できなくなる可能性が生じる。しかし、現業の勤労者などインターネットによる公告が必ずしも本人に資するといえない者が多い事業場においては、引き続き事務所の掲示板による掲示が可能なため、負の影響は小さいと考えられる。
費用と効果(便益)の把握	※簡素化した評価手法を適用している場合は記載不要
代替案との比較	※簡素化した評価手法を適用している場合は記載不要
その他の関連事項	本評価の活用は行っていないが、今後、必要に応じて、基金等に対して情報収集や議論を行う予定である。
事後評価の実施時期等	当該規制については、インターネット上の公表を実施した事業所数等の指標により、施行から5年以内に事後評価を実施することを想定している。